

臨時福祉給付金・子育て世帯臨時特例給付金 申請はお済みですか？

10月1日(水)まで申請受付しています

市では、「臨時福祉給付金」および「子育て世帯臨時特例給付金」の申請や支給を開始しています。

給付金を受給するためには、申請書の提出が必要です。申請書は対象となる可能性がある方に6月下旬に郵送していますので、申請書に必要事項を記入し、同封の返信用封筒で市役所へ郵送してください。(子育て世帯臨時特例給付金の対象となる公務員の方は、職場から申請書や児童手当受給状況証明書が交付されます。)

【申請期間】 10月1日(水)まで(当日消印有効)

申請された方については、課税状況などの審査を行い、支給・不支給を決定し、審査結果を後日郵送します。申請内容を確認後、不備などがなければ約1ヶ月後に給付金を指定口座に振り込みます。

なお、臨時福祉給付金の現金支給をご希望の方は、11月末頃市役所1階ロビーに設置しております「臨時福祉給付金窓口」での支給を予定しています。

申請書が届いているのに、手続きの仕方が分からない方や、必要な添付書類が分からない方など、手続きで不明な点がある方は、下記までご連絡ください。

【お問い合わせ・申請窓口】



フシカクニンジャ

○臨時福祉給付金担当：市役所1階ロビー窓口
☎38・6611 / FAX 35・0272
Mail:kaigofukushi@city.komatsushima.tokushima.jp

※窓口や電話の受付時間は、土曜・日曜・祝日を除く
午前8時30分から午後5時15分までです。

○子育て世帯臨時特例給付金担当：市児童福祉課
☎32・2114 / FAX 32・3818
Mail:jidoufukushi@city.komatsushima.tokushima.jp



コンダテカクニンジャ